

第 1 章 計画の概要

1 策定の背景	2
2 策定の目的	2
3 計画の位置付け	3
4 計画期間	3

1 策定の背景

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため平成27年4月から導入された「子ども・子育て支援新制度」は、開始から10年が経ちました。

この間国では、幼児教育・保育の無償化や児童虐待防止対策の強化など、すべての子どもが、安心できる環境の中で育ち、質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を受けられるよう、その体制づくりが進められてきました。また、こどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進するため、こども政策の司令塔として、こども家庭庁を設置しました。

柏市では「柏市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、増大する保育需要への対応や地域子ども・子育て支援事業等の実施により子どもや子育て家庭への支援を行ってきました。

今期計画の策定にあたっては、社会や制度の変化に対応するとともに、改めて柏市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題を捉えなおしました。共働き家庭の増加への対応や、子育てに不安や負担を抱える保護者、特別な支援が必要な子どもと子育て家庭へのきめ細かい支援をより一層進めていくことが、柏の子どもの幸せや家族の幸せのために必要であり、まちづくりに不可欠であることを確認しました。

これを踏まえ、柏市では目指すべき方向性や取組を定める第三期子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2 策定の目的

本計画は、地域子ども・子育て支援事業の提供体制や質の高い教育・保育の確保・提供のほか、社会の構成員各々が取り組むべき課題といった子ども・子育て支援の方向性を、ニーズ調査や柏市子ども・子育て会議への意見聴取等を行い、柏市の実情を踏まえ定めたものです。

これらを計画に定めることにより、市や社会の構成員が取り組むべきことや取り組む時期がより具体的になり、着実な実施と進捗の確認や改善などが期待できます。

また、本計画を柏市全体で共有することで、まち全体が協力して柏の未来を担う子どもたちを育てていくことについて理解し、取り組む土台とすることを目指します。

本計画は、まち全体がこの計画に基づいて取組を推進することによって、柏市のすべての子どもの健やかな成長と幸せを実現することを目的としています。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画です。

また、「柏市総合計画」のうち、主に子ども及びその保護者を対象とする取組に関する部分の部門計画、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

なお、本計画の策定に当たっては、国が定めることも大綱を踏まえ、「柏市ひとり親家庭等自立促進計画」「柏市子どもの貧困対策推進計画」と有機的な連携を図りつつ、「柏市地域健康福祉計画」「柏市教育振興計画」「柏市生涯学習推進計画」「ノーマライゼーションかしわプラン」「柏市男女共同参画推進計画」「柏市母子保健計画」「新・柏市放課後子ども総合プラン」その他子どもの保健・福祉又は教育に関する事項を定めるものとの整合を図ります。

4 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を一期とした計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や子ども及び子育て家庭を取り巻く状況の変化、保育需要の変化などに合わせ、計画期間内であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二期 計画期間	柏市子ども・子育て支援事業計画（第三期計画期間）				
第三期策定			中間年見直し		

